

「働き方改革関連法」セミナー

2019年4月1日から施行された「働き方改革関連法」で
中小企業に義務付けられる法規制等を説明します！

労務担当者
必見！

開催日時 2019年8月28日（水）14：00～16：00
（13：30受付開始）

会場 池田泉州銀行 本店 12階ホール
（大阪市北区茶屋町18-14）

主催 池田泉州銀行、厚生労働省大阪労働局

参加費
無料

定員
先着**100名**

プログラム

1. 働き方改革関連法の概要について～『働き方改革』は待ったなし～
2. 時間外労働等改善助成金 等のご案内～生産性向上の事例をご紹介～

ご存じですか！ ～働き方改革関連法の概要～

時間外労働の上限規制が導入されます！

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日から

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。※36協定も新しい様式になります

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

施行：2019年4月1日～

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対して、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日から

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者
（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。



「働き方改革関連法」セミナー参加申込書

申込方法

①②いずれかの方法でお申し込みください。

携帯電話・タブレットから簡単にアクセスできます。→



①池田泉州銀行ホームページからお申込み

■池田泉州銀行ホームページ>法人のお客様>セミナー・商談会・相談会
(<http://www.sihd-bk.jp/houjin/soudan/seminar.html>)

②「参加申込書」をご記入の上、「FAX」でお送りください。

【宛先】池田泉州銀行 リレーション推進部 宛 FAX番号：06-6375-3983

【申込期限】 2019年 8月 19日 (月) 必着 ※定員になり次第申込を締切らせていただく場合がございます。

フリガナ			
貴社名			
参加者	フリガナ		部署・役職
	氏名		
	フリガナ		部署・役職
	氏名		
住所	〒		
TEL		FAX	
Eメール			
本セミナーをどちらでお知りになりましたか？	<input type="checkbox"/> 池田泉州銀行からの紹介 (お取引支店： 支店) <input type="checkbox"/> 大阪労働局からの紹介 <input type="checkbox"/> その他 ()		

※参加証は発行しませんので、直接会場へお越しください。応募多数でご参加いただけない場合に限り、ご連絡いたします。

※当日、会場前受付にてお名刺を1枚頂戴いたします。

※お客様の個人情報は、当行の「個人情報保護方針」に則り取扱いいたします。

当行の「個人情報保護方針」については、当行ホームページでご確認ください。(http://www.sihd-bk.jp/privacy/index.html)

※ご記入いただいたお客様の個人情報は、本セミナー運営の為、主催者間で共有させていただきます。

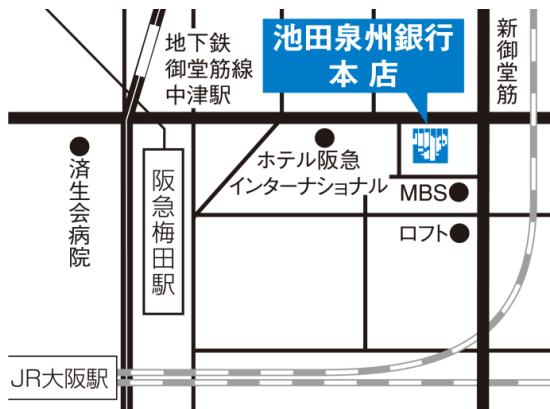
また、受講者名簿の作成、出欠確認及び当行からの各種連絡、情報提供のために利用させていただきます。

アクセス

会場：池田泉州銀行 本店12階ホール

※駐車場をご用意しておりません、公共交通機関をご利用ください

- ・大阪メトロ御堂筋線中津駅、阪急梅田駅から徒歩10分
- ・JR大阪駅から徒歩15分



お問い合わせ

池田泉州銀行 リレーション推進部

担当：河田、中畑 TEL：06-6375-3637 (受付時間 平日9:00～17:00)